【大口定期】

商品概要説明書

（2026年10月19日現在）

<table>
<tr><td>1．商品名</td><td>自由金利型定期預金（大口定期預金）</td></tr>
<tr><td>2．ご利用いただける方</td><td>個人、法人のお客さま</td></tr>
<tr><td>3．期間</td><td>定型方式…　1か月、3か月、6か月
1年、2年、3年、4年、5年、10年
満期日指定方式…　1か月超5年未満で、定型方式以外の日を満期日に指定できます。
＊定型方式の場合は、自動継続（元加式または利払式）の取扱いができます。</td></tr>
<tr><td>4．お預け入れ</td><td></td></tr>
<tr><td>(1) お預け入れ方法</td><td>元金全額を一括してお預け入れいただきます。</td></tr>
<tr><td>(2) お預け入れ金額</td><td>1千万円以上（上限なし）</td></tr>
<tr><td>(3) お預け入れ単位</td><td>1円単位</td></tr>
<tr><td>5．払戻し方法</td><td>満期日以後に一括して払い戻します。</td></tr>
<tr><td>6．利息</td><td></td></tr>
<tr><td>(1) 適用金利</td><td>預入時の利率を満期日まで適用します。</td></tr>
<tr><td>(2) 利払頻度</td><td>o 預入期間が2年未満のもの
満期日以後に一括してお支払いします。
o 預入期間が2年以上のもの
中間利払日※以後および満期日以後に分割してお支払いします。
なお、中間利払日にお支払いする利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数、および、中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。
※中間利払日は預入日から1年ごとの応当日となります。ただし、満期日は含まれません。</td></tr>
<tr><td>(3) 計算方法</td><td>付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。</td></tr>
<tr><td>(4) 課税方法</td><td>以下の税率で源泉徴収されます。個人の方は分離課税、法人の方は総合課税となります。
<table>
<tr><th colspan="2">個人のお客さま</th><th colspan="2">法人のお客さま</th></tr>
<tr><td>20.315%</td><td>国　税 15.315%
地方税　5%</td><td>15.315%</td><td>国　税 15.315%</td></tr>
</table>
＊上記国税には特別所得税（0.315%）が含まれます。
2013年1月1日から2026年12月31日までは復興特別所得税、2027年1月1日からは復興特別所得税および防衛特別所得税が本税に追加課税されます。
＊ 非課税法人の場合は非課税となります。</td></tr>
<tr><td>(5) 金利情報の入手方法</td><td>代表的な金利は店頭の金利表示ボードに表示している他、ホームページ上でもご覧いただけます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>7．　手数料</td><td>――――――――</td></tr>
<tr><td>8．　付加できる特約事項</td><td>o 個人の方は総合口座通帳に預け入れいただきますと、自動借入（当座貸越）の担保定期預金（自動継続扱い）とすることができます。
＊ 総合口座の当座貸越利率は担保定期預金の約定利率に0．5％を上乗せした利率になります。
o「点字通知サービス」がご利用になれます。</td></tr>
<tr><td>9．　中途解約時の取扱い</td><td>以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により利息額を計算し、元金とともに払い戻します。
o 2024年4月1日以降に新規でお預入れいただく大口定期、および2024年4月1日以降に満期日が到来し自動継続される大口定期については、「表A」の定めが適用されます。
o 2024年3月31日以前にお預入れいただき満期日の到来していない大口定期については、「表B」の定めが適用されます。
表A
<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>期限前約定利率</td></tr>
<tr><td rowspan="8">解約日までの実際のお預入期間</td><td>6か月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr>
<tr><td>1年未満</td><td>預入日における（以下、同様）
大口定期「6か月」基準金利×70％</td></tr>
<tr><td>2年未満</td><td>大口定期「1年」基準金利×70％</td></tr>
<tr><td>3年未満</td><td>大口定期「2年」基準金利×70％</td></tr>
<tr><td>4年未満</td><td>大口定期「3年」基準金利×70％</td></tr>
<tr><td>5年未満</td><td>大口定期「4年」基準金利×70％</td></tr>
<tr><td>7年未満</td><td>大口定期「5年」基準金利×70％</td></tr>
<tr><td>10年未満</td><td>大口定期「7年」基準金利×70％</td></tr>
</table>
＊ 上記の計算式により計算しますが、下限は解約日における普通預金利率となります。
表B
<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>期限前解約利率</td></tr>
<tr><td rowspan="2">解約日までの実際のお預入期間</td><td>1か月未満</td><td>下記A、B、Cのうち最も低いもの。
ただし、約定利率の10％を下限とします。</td></tr>
<tr><td>1か月以上</td><td>下記B、Cのうち最も低いもの。
ただし、約定利率の10％を下限とします。</td></tr>
</table>
A．解約日における普通預金利率
B．約定利率 ×70％
C．約定利率 － $\frac{(\text{基準利率}^{※}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</td></tr>
</table>

	※基準利率とは、解約日にその預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率です。 【ご注意】 o 中間利払が行われている大口定期預金を中途解約する場合、中間利払利息の合計額が中途解約利率により計算したお利息額を上回ることがあります。 o こうした場合には、中途解約利率により計算したお利息額以上に支払われた金額について、中途解約時にお返しする定期預金元金から清算させていただきます。 ※中途解約時にお返しする定期預金元金が、預入時の定期預金元本を下回る場合がございますので、あらかじめご了承ください。
10．リスクに関する事項	――――――
11．その他参考となる事項	o この預金は、預金保険の対象となります。 o 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 o 元加式自動継続の場合、元加されるのは満期日に支払われる利息のみであり、中間利払利息は含みません。 o 個人の方は、オンラインアプライによりインターネットから口座開設のお申込ができます。 o 詳しくは窓口にお問い合わせいただくか、ホームページ、パンフレット等をご参照ください。
12．当行が契約している指定紛争解決機関	o 当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。 【連絡先】 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772